

# 平成 28年度法・条例を学ぶ講習会（土壌汚染編）

9月9日（金）第4回目の「法・条例を学ぶ講習会」がコラボしが3階の中会議室2で開催されました。 今回の『土壌汚染編』では、土壌汚染対策法の土壌ガスの汚染範囲確定のための調査方法や検出された場合の試料採取地点の基準、全国の土壌汚染の状況等、具体的な数値等が示してあったのでとても理解し易かったです。皆様方のご意見でも、土壌汚染を発生させない対策と発生させた時の対応等、知らないことがあり勉強になった。また、未然防止の為に日頃からの準備が大切であると痛感させられた講習会であった、等貴重なご意見が寄せられ、ありがとうございました。最後に、今年発生した実例を参考に環境汚染事故対応マニュアルの説明もしていただきました。

## 【プログラム】

- ◆開催日時 : 平成28年9月9日（金） 14:30～16:30
- ◆開催場所 : コラボしが21 3階 中会議室2
- ◆講師 : 滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課 上田主幹  
重森主任技師
- ◆受講者 : 30名
- ◆内容 : 土壌汚染対策法の概要について  
①土壌汚染対策法の目的等 ②土壌汚染状況調査の契機  
③土壌汚染状況調査の方法 ④土壌汚染判明時の対応  
⑤環境汚染事故未然防止
- ◆主催 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会

▽上田主幹の説明▽



▽重森主任技師の説明▽



▽講習会風景▽



▽質問風景▽

